

飲酒運転をなくそう！

改正道路交通法が施行されます

今月9月19日、改正道路交通法が施行されます。今回の改正の大きなポイントは、飲酒運転に対する厳罰化です。

近年、交通事故の発生件数は相変わらず高止まりの傾向にあります。平成17年で、発生件数が93万3,828件、負傷者数は115万6,633人、死者数は6,871人に上ります。この内死者数はこの10年で約3,800人減少していますが、事故発生件数と負傷者数は、発生件数が約17万件、負傷者数が約23万人増加しています。死者数は昭和31年以来49年振りに7,000人を下回りました。死者数が減少した大きな理由としては、シートベルト着用が定着したことが挙げられます。シートベルトを着用することによって、事故の被害が軽減されています。また、近年では飲酒運転やスピード違反などの悪質運転も数の上では減少傾向にあることも死者数が減少している理由として考えられます。

減少しているとはいえ、平成17年中の飲酒運転による交通事故の発生件数は13,875件にも上り、その内死亡事故件

(裏面に続きます)

数は707件に上ります。また飲酒運転による交通事故の死亡事故率（事故のうち死亡事故に至る確率）は、全体の6.9倍と飲酒運転は死亡事故に至る可能性が高く、その根絶は社会的な要請であると言えます。

また最近では公務員による飲酒運転が引き起こした死亡事故などが相次ぎ大きな社会問題にもなりました。それらを受けて先の第166回通常国会において、飲酒運転の厳罰化と、近年増加傾向にあるひき逃げ事件に対する厳罰化を内容とする改正道路交通法が審議され成立しました。法律を改正し、厳罰化することで飲酒運転根絶に少しでもつながることが大切です。

今回施行される改正道路交通法のポイント

飲酒運転に対する制裁の強化

- ・ 酒酔い（旧 3年以下の懲役又は50万円以下の罰金
新 5年以下の懲役又は100万円以下の罰金）
- ・ 酒気帯び（旧 1年以下の懲役又は30万円以下の罰金
新 3年以下の懲役又は50万円以下の罰金）
- ・ 飲酒検知拒否罪の罰則引き上げ（3月以下の懲役等）
- ・ 免許欠格期間上限の引き上げ（5年 10年）

飲酒運転の周辺者に対する制裁の強化

車両提供（5年以下又は3年以下の懲役等）酒類提供（3年又は2年以下の懲役等）一定の同乗行為（3年以下又は2年以下の懲役等）等にも罰則が課されます。

お酒を飲んだら絶対に車に乗るのは止めましょう！

おこのぎ八郎さんを支援する会

横浜市神奈川区反町1-7-1

TEL:045(323)6000 FAX:045(323)2974

E-mail: g00833@shugiin.go.jp <http://www.hachirou.com>